

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>法第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準）</p> <p>添付書類府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類）</p> <p>規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）</p> <p>法第46条（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>令第31条（方面公安委員会への権限の委任）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>法令の定めに尽くされている。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>別紙のとおり</p>
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口にご提出してください。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課風俗係 (電話011-251-0110)</p> <p>各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係</p> <p>(管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))</p>
<p>備 考：</p> <p>法令の定めへの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。</p>

別紙

1 標準処理期間

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、その目安となる期間を申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日と定める。

凡例

「風営適正化法」、「法」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）

「条例」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）

「条例規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第1号）